

特定建設作業実施届出書

令和 3 年 4 月 1 日

米子市長様

届出者 住所 米子市〇〇町〇〇番地
氏名・名称 〇〇建設株式会社
代表者 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第 14 条第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇ビル解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート 5 階建 80m ²			
特定建設工事の名称	さく岩機を使用する作業			
特定建設作業に使用される振動規制法施行令別表第 2 に規定する機械の名称、型式及び仕様	ジャイアントブレーカー 〇〇製作所 B40			
特定建設作業の場所	米子市〇〇町〇〇番地			
特定建設作業の実施の期間	自 令和 3 年 4 月 1 日			5 日間
	至 令和 3 年 4 月 15 日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 9 時	至 17 時	日曜、祝日を除く	8 時間
振動の防止方法	低騒音型機械を使用する			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	米子市〇〇町〇〇番地 □□商事株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 電話番号 1234-4567-8912			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	米子市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社 〇〇〇〇 電話番号 4567-8912-1234			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	米子市〇〇町〇〇番地 △△解体株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 電話番号 8912-1234-4567			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	米子市〇〇町〇〇番地 △△解体株式会社 〇〇〇〇 電話番号 8912-1234-4567			
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

- 備考
- この届出書は、騒音規制法施行令別表 2 に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
 - 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表 2 に掲げる作業の種類を記載すること。
 - 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 - 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 - ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 付近の見取図及び工程表を添付すること。

特定建設作業に関する届出

1. 騒音規制法による特定建設作業規制地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合
- 一 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機を使用する作業（アースオーガーと併用する作業を除く。）
 - 二 びく打機を使用する作業
 - 三 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
 - 四 もの空圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のもの）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
 - 五 プラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
 - 六 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
 - 七 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
 - 八 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

建設作業の名称	騒音
ディーゼルパイルハンマ	○
ドロップハンマ	○
もんけん（人力）	×
油圧パイルハンマ	○
エアハンマ	○
パイプロハンマ	○
油圧圧入、ワイヤ圧入	×※1
プレボーリング工法（アースオーガ＋直打工法）	×
プレボーリング工法（アースオーガ＋根固め）	×
中堀工法（アースオーガ＋直打工法）	×
オールケーシング工法（ベノト工法）	×
アースドリル工法	×
リバースサーキュレーション工法	×
地中連続壁工法	×
鋼球による破壊	×
舗装版破砕機（ハンマを落下させるもののみ）	×
ハンドブレーカ	○
油圧ブレーカ	○
コンクリート圧砕機	×
ブルドーザ（40kW以上のもの）	○※2
バックホウ（80kW以上のもの）	○※2
トタクタショベル（70kW以上のもの）	○※2

○：特定建設作業 ×：特定建設作業対象外

※1 くい打機及びびく打機のみ対象、圧入式くい打くい抜機は対象外 ※2 環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が指定以上のもの

2. 様式、提出部数
- アイウ 届出様式 特定建設作業実施届出書（様式第9）
 提出部数 2部 正本にその写しを1通添付（内容審査後、届出書の写しをお渡しします）
 添付書類
- a 特定建設作業の場所の付近の見取り図
 - b 特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したもの
- ※ 使用する機械のカタログがあれば、写しを添付してください。
3. 提出期限
特定建設作業の開始の日の7日前までに市長に届出する
4. 提出窓口
 市民生活部 環境政策課 環境保全担当 TEL (0859) 23-5257 FAX (0859) 23-5258
5. その他注意事項
- ア 「届出者」欄は、当該工事の発注者から直接請け負った元請負人とする。なお請負人が共同企業体である場合は当該共同企業体協定書等に定める代表者とする。
- イ 「建設工事の名称」欄は、〇〇ビル工事などの工事名とする。この場合、工事発注者と請負契約書を取り交わしているときは、その契約書に記載されている工事名とする。
- ウ 「建設工事の目的に係る施設または工作物の種類」欄は、目的とする施設、または工作物を把握するため、〇階鉄筋コンクリートビル〇〇m等具体的に記入する。
- エオ 「特定建設作業の種類」欄は、政令に定める特定建設作業を記入する。
 特定建設作業に使用される機械の名称等は、コンプレッサー遠心型、〇〇製、△△kw 1台等具体的に記入する。
- カキ 「建設作業の場所」欄は、作業の実施される場所を記入する。
 「特定建設作業の実施期間」及び「特定建設作業の開始及び終了の時刻」欄は、次のとおりとする。
- (1) 作業の開始及び終了時刻は、作業禁止時間帯に入り込まないこと。
 - (2) 作業日は、日曜日その他の休日を記載するか、作業日数を記入すること。
 - (3) 「実働時間」欄は、1日の作業時間及び作業期間中の延べ実働時間を併せて記入すること。
- ク 「騒音の防止の方法」欄は、防止の措置を具体的に記入する。別紙として添付してもよい。